

事 務 連 絡
令和2年4月28日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における
国税の取扱いに関する周知について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、国土交通省自動車局より4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」
が閣議決定され、感染症の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、
別添のとおり国税庁より国税の取扱いに関するパンフレットの周知について依頼がありました
ので、会員事業者へ広く周知いただきますようお願いいたします。

以上